

共同住宅(アパート等)の所有者及び管理者の方へお知らせ

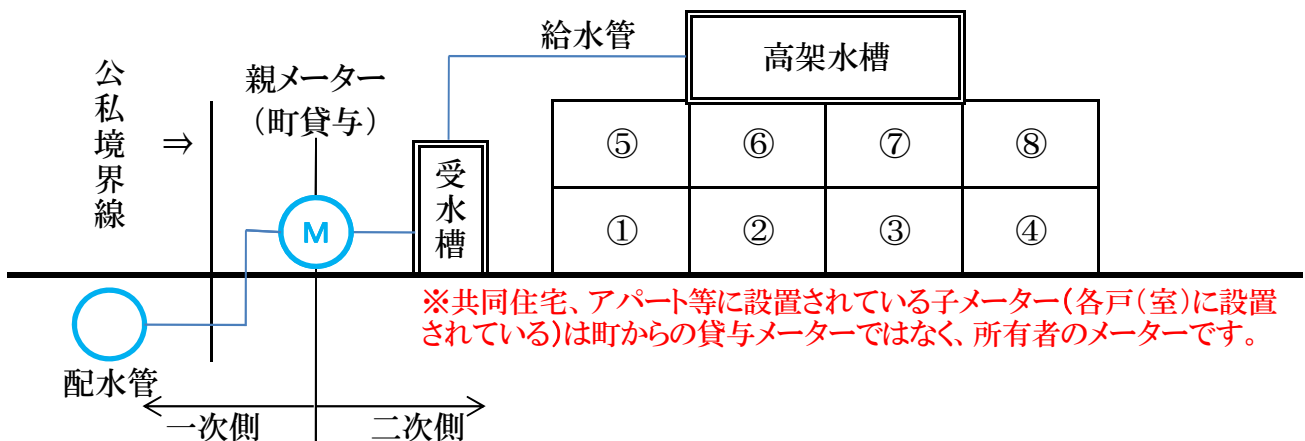
○用途「共同用」適用の場合

平成21年3月定例議会での与那原町水道給水条例改正により、新たに『共同用』水道料金を設けました。対象となるのは2世帯以上の住宅及び共同住宅で次の基準を満たす場合に限り、**所有者からの申請により「共同用」の適用を受ける事ができます。**水道料金は使用水量が増えると単価が高くなる逓増料金システムを使用して料金を計算しておりますが、「共同用」では各戸が均等に使用したものとして料金を計算するため、全体を1戸として計算する場合に比べ、料金が安くなります。

※注意:使用水量によって、共同用を受けない場合が料金が安くなる場合もありますので『親メーター一括(家事用)と共同用の水道料金の比較計算例』を参考に検討の上、申請して下さい。

○適用基準

- ①各戸(室)が明確に区別され、それぞれに水道の蛇口・台所・浴室・トイレ等が設置されている。
- ②各戸(室)の使用者が異なっている。
- ③各戸(室)に店舗・事務所等(業務用)がある場合も、一部適用があります。



○親メーター一括(家事用)と共同用との料金比較計算例

例:8世帯のアパートで1か月160m³使用した場合の比較計算例

親メーター一括の場合		差 額	共同用を導入した場合	
上水道料金			上水道料金	160m ³ ÷ 8戸 = 20.0m ³
基本料金	1,350 円			1,350 円
超過料金	34,797 円	上水道料金差額	超過料金	2,446 円
合 計	36,147 円	36,147 - 30,368 =	合 計	3,796 円
		5,779円	3,796円 × 8戸 =	30,368 円
下水道料金			下水道料金	
基本料金	500 円	下水道料金差額	基本料金	500 円
超過料金	11,633 円	12,133 - 10,128 =	超過料金	766 円
合 計	12,133 円	2,005円	合 計	1,266 円
			1,266円 × 8戸 =	10,128 円
上下水道料金合計	48,280 円	上下水道料金差額	上下水道料金合計	40,496 円
		48,280 - 40,496 =		
		7,784円		

○お問い合わせ先 与那原町 上下水道課 TEL945-3017